

2021年3月30日

各位

ジブラルタ生命保険株式会社

**特約保険金受取人が法人の契約において
リビング・ニーズ特約の支払限度額を撤廃**

ジブラルタ生命保険株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長 兼 CEO:添田 毅司)は、4月1日より特約保険金受取人が法人のご契約に限り、リビング・ニーズ特約での支払限度額を撤廃します。

リビング・ニーズ特約はお客さま(被保険者)の余命が6か月以内と判断される場合、病気・ケガの種類を問わず、死亡保険金の一部または全部(支払限度額 3,000 万円*)を生前に請求することができる特約です。このたび、法人を守る柔軟な資金準備確保の手段の1つとして、特約保険金受取人が法人の契約に限り、この支払限度額 3,000 万円*を撤廃することといたしました。

なお、改定日前に締結されたご契約についても、改定日以後のご請求に対しては当該改定を適用いたします。

支払限度額	現行	改定後
特約保険金受取人が個人の場合	他のご契約と通算して、一被保険者につき 3,000 万円を限度*	同左
特約保険金受取人が法人の場合		<u>支払限度額なし</u>

*米国ドル建保険の場合:30 万米国ドルかつ当社所定の換算レートで換算して 3,000 万円限度

豪ドル建保険の場合:30 万豪ドルかつ当社所定の換算レートで換算して 3,000 万円限度